

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

1. 事業の概要

平成16年秋に発生したツキノワグマの大量出没による人身被害、高い水準で推移しているサル等による農業被害等の人と鳥獣のあつれきを回避するため、これら鳥獣のうち県域を越えて分布する地域個体群の維持、被害の軽減を図ることが重要となっていることから、関係省庁と連携し以下の事業を実施する。

(1) 広域保護管理指針の策定

わが国の生物多様性確保を進める視点から、国、関係都道府県が連携して、地域個体群の維持、農林水産業被害の軽減等を目的とした保護管理対策の方向付けを行う広域保護管理指針を策定する。

(2) 広域保護管理指針の策定・検証のための各種調査

広域保護管理指針の策定に必要な生息状況、生息環境等各種調査を実施するとともに、指針に基づき実施された各種対策の効果を検証するために各種の調査を実施し、広域保護管理指針にフィードバックする。

(3) 広域保護管理指針に基づいた保護管理対策に関する知識・技術の習得

具体的な保護管理対策を実施する市町村職員等を対象に、広域保護管理指針の考え方、効果的な保護管理対策の実施に関する技術・知識を習得させるための研修を実施する。

2. 事業計画

(年度)

	17	18	19	20	21	22
広域保護管理指針の策定	—					
広域保護管理指針の策定・検証のための各種調査		—				
広域指針の基づいた保護管理対策に関する知識・技術の習得			—			

3. 施策の効果

鳥獣の地域個体群の状況や各種被害の状況を踏まえ、広域的な保護管理指針が策定され、関係都道府県等が統一的な考え方の下に各種保護管理対策を実施することにより、地域個体群を維持しつつ農林水産業被害等各種被害を軽減できる。

広域分布型鳥獣保護管理対策事業



全国で111人死傷(クマによる被害H16)
農林業被害額200億円

絶滅のおそれのある地域個体群の存在
(下北半島のサル、西日本のツキノワグマ他)



広域保護管理指針

(国・関係都道府県)

フィードバック

特定鳥獣保護管理計画

特定鳥獣保護管理計画

連携した施策

市町村職員の知識・技術の向上

適切な保護管理のための各種モニタリング調査

被害の減少
地域個体群の維持